

信州大学大学院総合医理工学研究科及び信州大学大学院総合理工学研究科並びに富山県立大学大学院工学研究科との間における特別研究学生交流に関する覚書

信州大学大学院総合医理工学研究科（以下「甲1」という。）及び信州大学大学院総合理工学研究科（以下「甲2」という。）（以下、甲1と甲2の総称を「甲」という。）、並びに富山県立大学大学院工学研究科（以下「乙」という。）は、令和2年4月1日付けで締結した信州大学と富山県立大学との間における特別研究学生交流に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条第2項に基づき、特別研究学生交流に関して必要な事項を定めるため、この覚書を締結する。

（特別研究学生交流の対象学生）

1 特別研究学生交流は、甲と乙の間で実施するものとし、対象学生は、当該研究科に所属する大学院学生に限るものとする。

（特別研究学生の許可）

2 甲及び乙において、大学院修了に必要な研究指導の一部を相手大学大学院研究科で受けることが教育上有益な場合に限り、当該学生が当該研究指導を受けることを許可するものとする。

（特別研究学生の検定料、入学料及び授業料）

3 甲及び乙は、特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しないものとする。

（特別研究学生の施設・設備利用）

4 甲及び乙は、特別研究学生が研究指導を受ける上で必要な施設・設備の利用については、便宜を供与するものとする。

（特別研究学生の保険加入）

5 甲及び乙において、特別研究学生として受入れ許可された大学院学生に対し、学生教育研究災害傷害保険等の加入を義務付けるものとする。

（有効期間）

6 この覚書の有効期間は、協定書第3条に定める有効期間とする。

（その他）

7 この覚書の定めるもののほか、必要な事項は甲及び乙の協議により定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

信州大学大学院  
総合医理工学研究科長  
下坂 誠



信州大学大学院  
総合理工学研究科長  
下坂 誠



富山県立大学大学院  
工学研究科長

中島 範行

